

桃源苑 利用料金表

＜介護予防通所リハビリテーション＞

(平成26年4月1日)

基本サービス費

一割負担分 (入浴・送迎含む)

(ご利用が居宅サービス計画で策定されておりご利用がその方の支給限度額の範囲内の場合)

介護予防通所リハビリテーション費	要支援1	2433円/月・週1回まで
介護予防通所リハビリテーション費	要支援2	4870円/月・週2回まで
各種加算料金		
サービス提供体制 強化加算 (I、IIどちらか一方のみの加算となり 桃源苑ではIの該当額が加算されます)	(I) 介護職員の総数のうち介護福祉士40%以上	
	要支援1	48円/月
	要支援2	96円/月
	(II) 直接提供する職員の総数のうち勤続年数3年以上30%以上	
	要支援1	24円/月
	要支援2	48円/月
事業所評価加算		120円/月
(前年度の施設実績によって県より審査を受け基準に適合した場合加算を頂くこととなります)		
1. 運動器機能向上加算	225円/月	
2. 栄養改善加算	150円/月	
3. 口腔機能向上加算	150円/月	
選択的サービス 複数実施加算(I)	上記1～3のうち2種類の組み合わせを選択した場合 480円/月	
選択的サービス 複数実施加算(II)	上記1～3全てを選択した場合 700円/月	
介護職員処遇改善加算 = 介護職員の適正な人材確保によって適正なサービスの質を維持向上する目的 介護報酬総単位数(基本サービス費+加算・減算)×加算率1.7%(1単位未満四捨五入)×1単位の単価(1円未満切り捨て)		

- * 給付制限等がある場合はこの限りではありません。
- * 介護予防通所リハビリテーションのご利用が居宅サービス計画に策定されていない場合は一旦利用料を全額実費(上記の額の10倍の額)でお支払いいただきます。サービス提供証明書を発行いたしますので、市役所・町役場にご提出ください。9割の払い戻しを受けられます。
- * 当施設での介護予防通所リハビリテーションご利用において、その方の支給限度額を超える場合は、超えた分につき利用料は全額実費になります。

その他の実費料金

食事の提供に要する費用(昼食)	600円/食
日用品費(個別の教材費) シャンプー・リンス・石鹸・ボディシャンプー・ハンドソープ・ティッシュ等	100円/日
・施設用布団など汚染の場合はクリーニング費用が発生します。 ・苑内備品及び設備等破損の場合は相当額を請求。	

- * 上記の料金を翌月、2回目ご利用時まで事務所にお支払いください。
- * 領収書は再発行いたしませんので、大切に保管してください。